全国書誌通信 No. 103

1999. 3. 31

国立国会図書館

国立国会図書館 「日本目録規則 1987年版 改訂版」和図書適用細則

国立国会図書館では、平成10年整理分(JP98)から「日本目録規則 1987年版 改訂版」 以下NCR87という)により『日本全国書誌』およびJAPAN/MARC(M)に収録する書誌データを作成している。この度その適用細則を作成したので、概要を説明するとともに全文を掲載する。

<概要>

1. 構成

この適用細則はNCR87の「第1部記述 第2章図書」および「第2部標目 第22章 タイトル標目、 第23章 著者標目、第24章 件名標目、第25章 分類標目」の部分を扱うものであり、第3章~第13章は扱わない。

2. 適用対象資料

和図書に限定し、国内刊行洋図書には適用しない。

3. 出力形態による相違

この適用細則は、JAPAN/MARC(M)と『日本全国書誌』とで異なっている項目には注を加えている。また、ISBD区切り記号についてはふれていないが、『日本全国書誌』では全面的に採用している。

4. NCR87本則採用の原則

全国書誌作成機関として、標準化を推進するためにNCR87本則採用を原則とするが、過去の目録作業との関連を考慮し、別法を採用したり、あるいは本則の文言を部分的に変更して使用している。 (文言を変更した部分は「*」を付す)

5. 物理単位の併用

記述の対象(2.0.2.1)は、単行書とするが、物理単位の記録(2.0.2.2 別法)も併せて採用する。すなわち、一冊ずつの記録を基本とし、いわゆる一括記入は原則としては行わない。

6. 記述の精粗

記述の精粗(2.0.5)は、第2水準(標準の書誌的事項)を原則とし、これに若干の書誌的事項(並列タイトル等)を加える。

記述

第2章 図 書

2.0* 通 則

主として日本語で書かれた図書の記述について規定するが、漢籍の記述についても規定する。

2.0.1 記述の範囲

ある図書を他の図書から同定識別する第1の要素はタイトルである。しかし、同一タイトルの他の図書から、あるいは同一著作の他の版から、当該図書を同定識別するためには、責任表示、版次、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項、シリーズに関する事項等も記録しておく必要がある。また、その図書の付属資料とか内容細目なども記録することがある。

2.0.2 記述の対象とその書誌レベル

2.0.2.1* (記述の対象)

単行書を記述の対象とするが、例外的に単行書の集合も記述の対象とし、分割して物理単位の記録として作成する(2.0.2.2 別法 B·C)。また、単行書が複数冊からなるとき、分割して物理単位の記録として作成する(2.0.2.2 別法A) ことがある。すなわち、図書の一冊ずつを記述の対象とすることを原則とする。単行書は、固有のタイトルを有する単独に刊行された図書であり、次にあげるものを含む。

- 7) 本体と、形態的に独立しているが、固有のタイトルのない付録、補遺などからなるもの
- 1) セットものの一部をなしているもの

【本タイトル】生産と流通 【シリーズタイトル】岩波講座日本考古学 (「日本目録規則 新版予備版」(以下NCR予備版という) ではセット (シリーズ) タイトルを本 タイトルとしていたものが多い)

- か)シリーズの一部をなしているもの【本タイトル】満点運動あそび 【シリーズタイトル】保育実用書シリーズ
- エ) 逐次刊行物の一部をなしているもの(固有のタイトルをもつ別冊等)【本タイトル】美しい和食器の図鑑 【シリーズタイトル】別冊家庭画報
- お) 合刻本(総合タイトルのないもの) …集合レベルのタイトルがない場合【本タイトル】にごりえ 【本タイトル】たけくらべ(表示は「にごりえ・たけくらべ」)
- 注1) 単行書で形態的に二冊以上からなっているものは、その各冊に固有のタイトルがなくても物理単位の記録をする(2.0.2.2 別法 A-7)
- 注2) 共通タイトル+従属タイトルで単行書とはしない(2.0.2.2 別法A-イ)

2.0.2.2* (記録の書誌レベル)

記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。

記述対象

記録の書誌レベル

単行書

単行レベル

単行書の集合

集合レベル

2.0.2.2 別法*

原則として図書の1冊ずつを記録の対象とする物理単位の記録を作成する。これが、単行単位の分割あるいは集合単位の分割となる場合については以下のとおりである(1.10参照)。また、例外的に物理単位

でない記録を作成する場合についても以下のとおりである。

A. 単行単位の分割

- 7) 形態的に2冊以上からなっているが、その各冊に固有のタイトルがないもの。物理的な分冊もの。
- 1) 部編、付録、補遺などは原則として巻次扱いとする。
 - 注1) 部編は、地域、年代、基礎編・応用編等、順序性、対応性のあるもの。

【本タイトル】鑑賞俳句歳時記 【巻次】春(夏、秋、冬)

注2) 巻次と部編の両方があるものは、同格なので部編を丸がっこに入れる。

【本タイトル】漢詩で詠む中国歴史物語 【巻次】3 (近代)

B. 集合単位の分割

単行レベルに以下のものが含まれている場合は、集合レベルを記述の対象とする。

7) 総合タイトルのないもの(合刻本)

【本タイトル】夏目漱石全集 【巻次】8 【各巻タイトル】こころ・道草 【本タイトル】加藤周一著作集 【巻次】第21巻 【各巻タイトル】山中人間話・夕陽妄語 1

イ) 個人全集、復刻集成等に「雑纂」「索引」等固有のタイトルとはみなせないものが含まれている 場合

【本タイトル】漱石全集 【巻次】第18巻 【各巻タイトル】補遺 【本タイトル】明治翻訳文学全集 【巻次】別巻 2 【各巻タイトル】総索引・総目次

が) 表示形から著者・出版者の意図(流通しているタイトル)を汲み取る。部編のように示されている場合

【本タイトル】馬超風雲録 【巻次】 v.2 【各巻タイトル】対決!砂漠の戦士 【本タイトル】戦後50年と財政法研究 【巻次】 1 【各巻タイトル】国家財政 (国家財政の文字が背にはなく、他の情報源には小さく「一国家財政一」と表示されている)

注) 7·イは刊行計画等で判断する。判断ができない場合は集合レベルを記述の対象とする。別巻 があるものは要注意。

C. 一括記入

例外的に一括記入をするのは以下のものとする。

- 7) 別冊付録と組み合わせて刊行されたもの……形態事項が「2冊 (別冊とも)」など
- イ) 奥付が1冊にしかない分冊もの等
- 方) 百科事典、財産評価基準書等

1.10 物理単位

1.10.1.1* (巻次、回次、年次等)

資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけが巻次、回次、年次等(以下巻次等という)である。

- ア) 排列を音順とする以外にない、順序性のないもの(部編名)は巻次として扱う。
- イ) 巻次等の前後には、これを修飾する語が付されることがある。(例:第1巻)
- が) 巻次、回次と年次の双方が表示されているときは、巻次、回次のあとに年次を丸がっこ(同格を表す)にいれて記録する。巻次と部編の双方が表示されているときも同様とする(2.0.2.2 別法A注2)。同一年次の対象が2点以上あることを示す回次は、年次の次に記録する。

2.0.2.3 (単行レベルの記録)

単行書を記述の対象とするときは、単行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は、 単行単位、集合単位または逐次刊行単位、構成単位の順とする。集合単位または逐次刊行単位はシリーズ に関する事項、構成単位は内容細目として記録する。

2. 0. 2. 3 A

複数の集合単位もしくは構成単位があるときは、書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。

2.0.2.4* (集合レベルの記録)

セットもの等を記述の対象とするとき (2.0.2.2別法B) は、集合単位を記述の本体とする書誌的記録 を作成する。その記録は、集合単位 (本タイトル)、単行単位 (各巻タイトル)、構成単位 (内容細目) の 順とする。

2. 0. 2. 4 A

記述の本体とした集合単位より上位レベルの集合単位があるときは、記述の本体とした集合単位のあと に、上位レベルのものから順次、シリーズに関する事項として記録する。

2.0.3 記述の情報源

2.0.3.1 (記述の情報源)

記述のよりどころとする情報源は、図書を構成する各部分に基づいて、次の優先順位とする。

- 7) 標題紙 (標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙。ただし、和古書、漢籍は原則として巻頭による。
- (1) 図書本体の7)以外の部分
- ウ) カバー、箱等
- エ) その図書以外の情報源

2. 0. 3. 1 A

標題紙がない場合には、図書中にもっとも詳しい書誌情報が示されている情報源を標題紙に代わるもの とみなす。

2. 0. 3. 1 B

複製本はその原本ではなく、複製本自体を情報源とする。

2.0.3.2* (各書誌的事項の情報源)

各書誌的事項の情報源は、次のとおりとする。

- 7) タイトルと責任表示……標題紙 (標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙。ただし、和古書、漢籍は 次の優先順位による
 - (1) 巻頭
 - (2) 目首、自序、卷末
 - (3) 外題、題簽、見返し、扉、版心、小口書
- イ) 版……標題紙 (標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙
- か) 出版・頒布等……標題紙 (標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙。ただし、和古書、漢籍は刊記、奥付、見返し、扉、序、跋等による
- エ) 形態……その図書から
- オ) シリーズ……標題紙 (標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙
- カ) 各巻タイトル……標題紙 (標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙
- キ) 注記……どこからでもよい
- り) ISBN、入手条件・定価……どこからでもよい

2. 0. 3. 2 A

記述対象図書によるべき情報源がない場合は、参考資料をはじめとして、可能な限りの情報源を調査して、必要な書誌的事項に関する情報を入手し、これを記録する。

2. 0. 3. 2 B*

所定の情報源以外から得た書誌的事項は、補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する。

2.0.4* 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

- 7) タイトルと責任表示に関する事項
 - (1) 本タイトル
 - (2) 資料種別 (使用しない)
 - (3) 並列タイトル
 - (4) タイトル関連情報
 - (5) 卷次、回次、年次等
 - (6) 責任表示
- イ) 版に関する事項
 - (1) 版表示
 - (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
 - (3) 付加的版表示
 - (4) 付加的版にのみ関係する責任表示
- か) 資料 (または刊行方式) の特性に関する事項 (使用しない)
- エ) 出版・頒布等に関する事項
 - (1) 出版地、頒布地等
 - (2) 出版者、頒布者等
 - (3) 出版年月、頒布年月等
 - (4) 製作項目(製作(印刷)地、製作(印刷)者、製作(印刷)年)
- オ) 形態に関する事項
 - (1) ページ数、図版数等
 - (2) 大きさ
 - (3) 付属資料
- カ) シリーズに関する事項
 - (1) 本シリーズ名
 - (2) 並列シリーズ名 (JAPAN/MARCでは記録していない)
 - (3) シリーズ名関連情報
 - (4) シリーズに関係する責任表示
 - (5) シリーズの I S S N
 - (6) シリーズ番号
 - (7) 下位シリーズの書誌的事項
- +) 各巻タイトルに関する事項
 - (1) 各巻タイトル
 - (2) 各巻並列タイトル (JAPAN/MARCでは記録していない)
 - (3) 各巻タイトル関連情報
 - (4) 各巻巻次、回次、年次等
 - (5) 各巻に関係する責任表示
- ク) 注記に関する事項

- ケ) ISBN、入手条件に関する事項
 - (1) I S B N
 - (2) 入手条件・定価

2.0.4.1*(2言語以上の同一書誌的事項)

同一書誌的事項が2言語(文字)以上で表示されている場合、並列タイトルと並列シリーズ名と各巻並列タイトルおよびそれらのタイトル関連情報のみを記録し、その他の書誌的事項は本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

2.0.5* 記述の精粗

記述の精粗は第2水準(標準の書誌的事項)を採用し、これらに若干の書誌的事項を加える。

2.0.6 記録の方法

2.0.6.1* (転記の原則)

図書を記述するとき、次の書誌的事項は、原則として記述対象図書に表示されているままに記録する。 ただし、特に別途規定されている場合を除く。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項 (注記する場合もある)
- イ) 版に関する事項
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
- エ) シリーズに関する事項
- オ) 各巻タイトルに関する事項

2.0.6.2 (目録用の言語・文字)

形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、特に記述対象から転記する必要がある事項以外、 原則として日本語によって記録する。

2.0.6.3* (文字の転記)

漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録するが、JIS78の外字になる漢字については、別途基準を定める(『全国書誌通信』No.100参照)。楷書以外の書体は楷書体に改める。中国簡化文字は簡化文字表により対応する漢字に置き換え、注記する(注記:タイトルは簡体字表記)。

かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。

ローマ字、キリル文字等欧文文字も、原則としてそのまま記録するが、大文字および句読点の使用法は、 当該言語の慣習に従う。

Ten years after (表示形のタイトル: Ten Years After)

National Diet Library (団体名は単語の頭は大文字)

ただし、会社名・団体名、コンピュータ用語等のローマ字表記は固有名詞として扱い、登録され、一般に 通用している表示のままに記録する。

<出版者名>

INAX, TOKYO FM出版

くグループ名>

globe (文頭であっても表記のまま), JUDY AND MARY,

TRF, SMAP, Dreams Come True, 米米CLUB, TOKIO

<コンピュータ用語>MS-DOS, Word6, Windows 95

JIS78になく表示のとおり転記することが不可能なハングル、アラビア語等の文字は、日本語に置き換え角がっこに入れて記録し、注記する。

【本タイトル】[日本の地方自治] 【注記】タイトルはハングル表記

(情報源のタイトル表示:「 일본의 지방지치 」)

また、文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

2.0.6.4* (数字の記録)

タイトルおよび責任表示に関する事項においては、ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。 ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。

その他の書誌的事項においては、数量とか順序などを示す数字はアラビア数字とする。

【本タイトル】零八・一五(情報源のタイトル表示:零八・一五)

【本シリーズ名】本阿弥現代俳句シリーズ 【巻次】 6-2 (情報源の巻次表示: Ⅵ 2) (巻次は数字が続いていて間違えやすいので、間にハイフンをいれている)

2.0.6.5* (再現不能の記号等の記録)

記号等は原則としてそのまま記録する。JIS78になく、表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換え角がっこに入れる。さらに必要があるときは注記において説明を加える。また、飾りとみなした場合は省略もしくは簡潔な記号に置き換える。(記号の取扱については『全国書誌通信』No.100参照)

【本タイトル】[ホツマツタへ] 【注記】タイトルは神代文字

(情報源のタイトル表示:「四本マ本〇四」)

【本タイトル】遊・戯・王(情報源のタイトル表示:遊☆戯☆王)

2.0.6.6* (誤記、誤植)

書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、もとの形は必要があるとき(原則としてタイトル、責任表示、出版年月)は注記する。

(本則では角がっこを使用することになっているが、補記と混同するので使用しない。)

【本タイトル】重要文化財矢田坐 【注記】表紙のタイトル (誤植): 重要文化財矢田座 【本タイトル】荒川秀俊著 【注記】標題紙の責任表示 (誤植): 荒川俊秀

2.1 タイトルと責任表示に関する事項

2.1.0 通則

2.1.0.1 (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本タイトル
- イ) 資料種別(使用しない)
- ウ) 並列タイトル
- エ) タイトル関連情報
- オ) 責任表示

2.1.0.3 (複製本)

複製本の場合、原本ではなく複製本自体のタイトル、責任表示等を記録する。原本のタイトルが複製本のものと異なるときは、これを注記する。

2.1.1 本タイトル

2.1.1.1*(本タイトルとするものの範囲)

図書に表示されているか、表示がない場合でも、それによって図書が同定識別される固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには次に示すようなものもある。

7) 総称的な語、イニシアル、著作者名(団体名も含む)のみのもの

詩集

梅原龍三郎

イ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの

5万分の1地形図における栃木県の地名索引

MAB1:図書館用機械交換フォーマット

か) 本文と同一言語でない唯一のタイトル(本文の言語を注記する)

An introduction to Brazil 【注記】本文は日本語

2.1.1.1 B

単行書として刊行された別冊の続編、補遺、索引のタイトルが正編または本編のタイトルと異なる時は、 別冊のタイトルを本タイトルとして記録し、正編または本編のタイトルは注記する。

【本タイトル】詞八衛補遺 【責任表示】中島広足著

【注記】本編のタイトル:詞八衛 本居春庭著

2.1.1.1 C* (別タイトル)

別タイトルは、本タイトルの一部として記録する。

【本タイトル】ジュリエット物語あるいは悪徳の栄え

2. 1. 1. 1 D*

先行事項(本タイトルの上部または前方に表示されている事項。冠称、角書きを含む)は次のように扱う。

7) 先行事項が本タイトルの一部とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

(イ)以外は本タイトルの一部とみなす)

- イ) 本タイトルの一部としてみなされず、別個の書誌的事項として判断されるときは、当該書誌的事項の所定の記録順位に従って記録する。
 - ①タイトル関連情報の場合はタイトル関連情報の位置に記録する。
 - A) サブタイトル……本タイトルを説明する語句
 - B) 文学作品、美術作品等の作品形式をあらわすもの

歌集、句集、詩集、随筆、画集、写真集、等

例外) 作品形式を強調するとき

【本タイトル】小説田中角栄 (情報源のタイトル表示:小説田中角栄)

【本タイトル】随筆私本太平記 (情報源のタイトル表示:随筆私本太平記)

C) 著作の形式を表すもの

シンポジウム、ルポルタージュ、共同研究、遺稿集、記念論文集等 例外) 著作の形式を強調するとき

②著者を表示するものは責任表示の位置に記録する。

【本タイトル】有機機器分析入門 【責任表示】シギア、ストルテン [著]

(情報源の表示:シギア・ストルテン有機機器分析入門)

例外) 総称的なタイトルで、著者名を含めないとタイトルとして意味不明なものや、著者名 を冠したタイトルで知られているものは著者名を含めてタイトルとする

【本タイトル】リーマン幾何学(情報源の表示:リーマン幾何学)

③版次を表示するものは版次の位置に記録する。

【本タイトル】国史体系 【版表示】増補 (情報源の表示:増補国史体系)

【本タイトル】日本の歴史 【版表示】新装版(情報源の表示:新装版日本の歴史)

④巻次、回次、年次を表示するものは巻次の位置に記録する。

【本タイトル】物理の散歩道 【巻次】続 (情報源の表示:続物理の散歩道)

【本タイトル】物理の散歩道 【巻次】第3

(情報源の表示:第三物理の散歩道)

注1) 上記の取り扱いは継続物に限り、一回だけのものはタイトルの一部とする。また、法律 の改正年もタイトルの一部とする。

【本タイトル】1995年兵庫県南部地震関連資料

【本タイトル】1995年改定労働基準法解説

- 注2) 「続しの取り扱いの例外
 - (1)タイトルの一部のときはタイトルとする。

【本タイトル】続日本記

(2)セットものの続編はタイトルの一部とする。ただし、先行事項にではなく、巻次として表示されている場合は巻次とする。

【本タイトル】続日本随筆大成 (正編、続編ともに複数巻あり)

⑤シリーズのタイトルの場合はシリーズ名の位置に記録する。

【本タイトル】生理 【本シリーズ名】 歯科衛生教本

(情報源の表示:歯科衛生教本生理)

⑥注記がふさわしいものは注記の位置に記録する。遺跡発掘調査報告書のタイトルに先行する地名 は、「○○所在」と注記に記録する。

【本タイトル】桑島館跡 【注記】石川県白峰村所在

(情報源の表示:石川県白峰村桑島館跡)

2.1.1.1 E* (情報源によってタイトル表示が異なるもの)

標題紙、奥付、背、表紙に表示されている各タイトルが異なるときは、一番妥当とされるタイトルを記録し、他のタイトルは注記する(並列タイトル、原タイトルの場合は注記しない)。

妥当とされるタイトルとは次のようなものである。(1)、(2)、(3)に順位性はない。

- (1)共通タイトル
- (2)日本語のタイトル
- (3)詳しいタイトル

【本タイトル】○○会社20年史 【注記】タイトルは表紙による

(表紙のタイトル:○○会社20年史 その他の情報源のタイトル:20年史)

(4)展覧会の図録は「○○展図録」

【本タイトル】シャガール展図録 【注記】タイトルは奥付による

(奥付のタイトル:シャガール展図録 その他の情報源のタイトル:シャガール)

- 例外)ある情報源のタイトルが「○○展図録」で、その他の情報源のタイトルが「○○展-○○○ ○-」であるとき、サブタイトルを採用するなら「○○展」を本タイトルとする。
- 注1) 官庁出版物等でタイトル後部の「報告書」「報告」等の微細な違いは注記しない。
- 注2) ヨミが同じでも表示形が違えば注記する。

2.1.1.2 (記録の方法)

原則として、当該図書の所定の情報源に表示されているままに転記する。本タイトルの一部分が2行書 き、または小さな文字で表示されていても、1行書きとし、全部同じ大きさの文字で記録する。

2.1.1.2B*

当該図書の所定の情報源にタイトル表示がなく、目次等その図書中から決定した本タイトルは、角がっ こで補記して記録する。また、図書中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タ イトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。

【本タイトル】[諸国産物絵図帖]

2.1.1.2C

合集のタイトル等で所定の情報源にその図書全体の総合タイトルが表示されていて、同時にその図書に 収録されている著作それぞれのタイトルが表示されているときは、その総合タイトルを本タイトルとして 記録し、それぞれの著作のタイトルは内容細目として注記の位置に記録する。

2.1.1.2D*

図書全体に対応する総合タイトルがなく、図書の内容をなす各著作のタイトル等が表示されているときは、これらのタイトルと責任表示等を所定の情報源に表示されている順で列記する。

【本タイトル】板橋雑記 【責任表示】余懐 [著] 【本タイトル】蘇州画舫録 【責任表示】西渓山人 [著]

同一著者の場合でも責任表示は省略しない(2.1.5.2.F参照)。

【本タイトル】播州平野 【責任表示】宮本百合子著 【本タイトル】風知草 【責任表示】宮本百合子著

2.1.2 資料種別

図書の記述においては使用しない。

2.1.3 並列タイトル

2.1.3.1* (並列タイトルとするものの範囲)

本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、所定の情報源に表示されているもの。次にあげる場合に記録する。

7) 本タイトルに対応する別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、この言語 および この文字(またはその一方)の本文があるもの

【注記】○文併記

(NCR新版予備版採用時には、注記に「○語書名・○文併記」と記録していた)

- 注) 並列タイトルと原タイトルが同一の場合は、並列タイトル、原タイトルともに記録する。
- 4) 相当する言語の本文はないが、所定の情報源において本タイトルと同等に表示されているもの
 - ①奥付等の情報源に併記されているタイトル

【本タイトル】父 【並列タイトル】 Father

【本タイトル】心 【並列タイトル】 Cocoro

【本タイトル】レイアウト作成・水草育成図鑑

【並列タイトル】Picture book aquarium layout & water-plants

(背・表紙に併記、奥付になし)

注) 飾り(表紙・標題紙のみの併記は飾りとみなすものが多い)とみなす場合は記録しない。

【本タイトル】日本をディベートする 【責任表示】北岡俊明著

(表紙のタイトルは「How to debate on Japan」で、標題紙の表示は併記だが、飾りとみなす)

- ②情報源によって異なるタイトルが別言語および別の文字(またはその一方)のもの
 - (NCR新版予備版採用時には情報源によって異なるタイトルとして注記していた)
- カ) 本タイトルがカタカナ形の表示でそれに対応する言語(文字)による表示形があるもの

【本タイトル】ミュージック・プレイヤーズ A to Z 【並列タイトル】 Music player's A to Z

- 注1) 原タイトルは並列タイトルとはせず、原タイトル注記に記録する。原タイトルは所定の情報 源以外の後書き等からも採用する。
- 注2) 同一でない並列タイトルと原タイトルが存在する場合がある。

【本タイトル】10ぴきのくまのおはなし

【並列タイトル】Teddy bear's 10 (全情報源に併記)

【原タイトル】 Teddy tales

- 注3) 並列タイトル、原タイトルは情報源で異なるタイトル注記はしない。
- 注4) 語学辞書類の外国語タイトルは並列タイトルとする。

(辞書のタイトルは、標題紙は併記、背・表紙は外国語タイトル、奥付は日本語タイトルで表 記されているものが多い)

注5) 学術書等に多い標題紙裏にある翻訳タイトルは「同等」とはみなさない。

2.1.3.1 A

総合タイトルのない図書では、個々の著作の、別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルを 並列タイトルとする。

2.1.4 タイトル関連情報

2.1.4.1* (タイトル関連情報とするものの範囲)

タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや、図書中の各著作のタイトルに 対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、本タイトルの 上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトルやタイトル先行事項 を含む。

- 7) 和古書、漢籍の巻数は、完本でもタイトル関連情報として記録する。
- 【本タイトル】八家四六文注 【タイトル関連情報】 8 巻補 1 巻
- タイトルの後に続く「ほか」「他三部」等はタイトル関連情報として記録する。

【本タイトル】にごりえ 【本タイトル】たけくらべ 【タイトル関連情報】ほか

(情報源の表示:にごりえ・たけくらべ ほか)

が) 宣伝文句はサブタイトルとはしない。「書下し」「文庫書下し」は宣伝文句とみなす。ただし、それ以外の言葉が「書下し」に付いたときはタイトル関連情報とする。

【タイトル関連情報】書下し長編ミステリー

【タイトル関連情報】書下し長篇宮乃原警部史上最大の事件

2.1.4.2* (記録の方法)

同一著者の2以上のタイトルに共通するタイトル関連情報は、最後のタイトルに続けて記録する。また、 年刊ものの年により異なるサブタイトル(数字だけが違う等は異なるとは見なさない)は、注記の位置に 記録する。

2. 1. 4. 2 A*

2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示のままの順ではなく、(サブタイトル→作品形式 のように)本タイトルとの繋がりの強い順で記録する。

(NCR新版予備版採用時と同様とする)

2.1.6* 巻次、回次、年次等

2.1.6.1* (巻次、回次、年次等とするものの範囲)

資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけが巻次、回次、年次等(以下巻次 等という)である。

- 7) 排列を音順とする以外にない、順序性のないもの(部編名)は巻次として扱う。
- イ) 巻次等の前後には、これを修飾する語が付されることがある。(例:第1巻)

物) 巻次、回次と年次の双方が表示されているときは、巻次、回次のあとに年次を丸がっこ(同格を 表す)にいれて記録する。巻次と部編の双方が表示されているときも同様とする(2.0.2.2別法A注 2)。同一年次の対象が2点以上あることを示す回次は、年次の次に記録する。

2.1.6.2* (記録の方法)

図書に表示されている形で記録するが、数字はアラビア数字とする。(2.0.6.4 参照)

2.1.5 (責任表示)

2.1.5.1* (責任表示とするものの範囲)

責任表示の範囲は、直接的な著作者、すなわち本文の著者、編纂者、画家、撮影者などのほか、間接的 な原作者、編者、撰者、述者、脚色者、監修者、監訳者、訳者、校訂者なども含む。その他、指導、構成、 取材等、様々な著作関与者の表示があるが、これらは著作責任者と判断される場合は責任表示とする。主 催者、共催者、多数の分担執筆・訳者、協力者は必要とみなせば注記する。

(NCR新版予備版採用時には監修者は注記としていた)

- 注1) 解説者は、古典、図版集等、解説抜きには成り立たない著作の場合は責任表示とする。
- 注2) 著作権者は、文部省、文化庁等の著作物で、編著者表示の代わりに「著作権所有:文部省|等の 表示がある場合は責任表示とし、「著」と記録する。

2.1.5.1 A

図書のタイトル中に表示されている著者名等は、責任表示としても記録する。

【本タイトル】落合直文小品集 【責任表示】落合直文著

(NCR新版予備版採用時には責任表示は省略していた)

2. 1. 5. 1 C

2以上の個人や団体が表示されている場合は、次のようにする。

- 7) 同一の役割を果たしているときは、その数にかかわりなくこれら全体を一つの責任表示とする。
- イ) 原著者と翻訳者のように、異なる役割を果たしているものがあるときは、その役割ごとに別個の 責任表示とする。

2.1.5.1 D別法*

一つの責任表示において記録する個人名や団体名は、3までのときはそのまま記録し、4以上のときは、 主なもしくは最初の名称一つを記録し、他は[ほか]と補記して省略する。

(英米目録規則第2版と同様とした)

2.1.5.2* (記録の方法)

その図書の著者(個人または団体)あるいはその著作に関与した副次的な著者(原著者、編者、訳者、 校訂者等)に著作の種類を示す語(著、共著、原著、作、文、画、撮影、作曲、編、編著、編纂等)を付 したものを記録する。著作の種類を示す語は、著作は「著 | に、編集は「編 | に省略する。その他の語(編 集責任、責任編集、総編集、総監修、企画・編集....) は表示のままに記録する。

【本タイトル】日本の神道 【責任表示】つださうきち著

【本タイトル】マッチ売りの少女 【責任表示】野坂昭如文 【責任表示】米倉斉加年絵

【本タイトル】乗物万歳 【責任表示】阿川弘之, 北杜夫対談

【本タイトル】翰苑 【責任表示】竹内理三校訂・解説

著作の種類を示す語が外国語である(主として標題紙裏の原著の情報源)ときは、当該言語を日本語に訳 し、角がっこに入れて記録する。

by → [著]

edited by → [編]

compiled by → [編纂] photo → [撮影]

外国人名のカタカナ表記は、イニシャルにはピリオド(.)、姓名の間は中黒(·)を付して記録する。 それ以外の、複合姓や名前が複数付いているときなどの区切り記号は表示のままとする。

【責任表示】ジャン ポール・サルトル著 (情報源の表示:ジャン ポールーサルトル著)

【責任表示】ジャン=ポール・サルトル著 (情報源の表示:ジャン=ポール サルトル著)

【責任表示】 J. ブラウン JR. 著 (情報源の表示: J ブラウン JR. 著)

【責任表示】 I. ブラウン、IR. 著 (情報源の表示: I・ブラウン、IR. 著)

2.1.5.2 A*

責任表示には、所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する。

- (1) 著者名が原語形とカナ形の両方の表示がある場合はカナ形を選ぶ。
- (2) 私家版の句集等で、奥付は著者として本名が表示され、その他の情報源にペンネームが表示されているときは、ペンネームを選ぶ。この場合、奥付に著者と表示があるので [著] とはしない (補記とはしない)。奥付の本名は注記しない。(NCR新版予備版採用時には著者として表示されている本名を採用していた)

記録しない表示形は必要とみなせば注記する。言語や文字の違い(原語形とカナ形、漢字とかな等)や表示形の微細な違い(外国人名のイニシャル表示とフル表示等)は注記しない。

2, 1, 5, 2 B

責任表示が2以上ある場合の記録順序は、原則として情報源上の表示による。もし一つの情報源だけでは完全な形とならない場合は、他の情報源の表示から補って完全な形とする。この場合の記録の順序は、その著作の成立過程からみてそれらの間に一定の順序があれば、その順による。たとえば、古典の校訂書の場合の原著者、校訂者の順とか、翻訳書の場合の原著者、訳者の順とか、ある個人の著作を他の編者が編集した場合の著者、編者の順をいう。

2.1.5.2 C*

団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは、情報源における表示のとおりに記録する。ただ し、係、担当は省略する。

2.1.5.2D* (責任表示、役割表示の補記)

情報源に表示されていない語句等を責任表示に補記した場合は、これを角がっこに入れる。

①前書きや解説等記述対象図書中から著者が判明する場合、著者と著作の種類を示す語の両方を補記する。

【本タイトル】ファン・ゴッホ 【責任表示】[ファン・ゴッホ][画]

【責任表示】フランク・エルガー著 【責任表示】天野知香訳

(情報源には特に画家名としての表示はないが、絵と解説が半分ずつで絵がないと成り立たない図書)

【本タイトル】貿易政策と競争政策 【責任表示】[OECD][著]

【責任表示】経団連国際経済部訳

(情報源には翻訳書の原著者の表示がない)

②古典(江戸期以前の著作物)に限り、著者名が記述対象図書になくても、他の情報源(典拠、国書 総目録)で判明)する場合は、著者と著作の種類を示す語の両方を補記する。

【本タイトル】源氏物語 【責任表示】[紫式部] [著]

(情報源に「紫式部」の表示なし、解説にあり)

【本タイトル】源氏物語 【責任表示】[紫式部][著]

(情報源に「紫式部」の表示なし、解説なし)

注) ただし、古典の注釈書の原著者は責任表示としての補記はしない。

責任表示としては表示されていないが、タイトル・サブタイトル等でその著者の作品であることがわかる場合(全集、著作集、作品集、画集等)は、著作の種類を示す語句のみを補記して記録する。

【本タイトル】芥川龍之介全集 【責任表示】 芥川龍之介 [著]

(情報源に著者としての表示はない)

この場合、タイトル等の中の日本人著作者名が姓もしくは名のみの場合は、表示されていない名もしく は姓を補記する。外国人著作者名の場合の姓もしくは名の補記は行わない。

【本タイトル】龍之介全集 【責任表示】 「芥川」 龍之介 [著]

(情報源に著者としての表示はない)

【本タイトル】ハイネ詩集 【責任表示】ハイネ [著]

(情報源に著者としての表示はない)

情報源の表示に、著作の種類を示す語句がないときは、著作の種類を示す語句を補記して記録する。

【本タイトル】風景 【責任表示】土門拳 [撮影] 【責任表示】菅野梅三郎編

(情報源に「土門拳」の表示あり)

2.1.5.2 E*

- (A) 識別上必要でないとき、次のものは省略する。
 - 7) 人名の場合(著作の種類を示す語句は「~」であらわしている)学位、役職名等の肩書、所属団体名やそのイニシアル、ならびに漢籍の責任表示における郷貫、号、字、和古書の責任表示における居住地など

【責任表示】浜田茂夫~ (情報源の表示:三代目魚武浜田茂夫~)

【責任表示】西郷隆盛~ (情報源の表示:南州西郷隆盛~)

【責任表示】森石松~ (情報源の表示:遠州森石松~)

- イ) 団体名の場合
 - (1) 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語

【責任表示】日本図書館協会~ (情報源の表示:社団法人日本図書館協会~)

【責任表示】東芝~ (情報源の表示:株式会社東芝~)

【責任表示】本田技研工業株式会社~ (冒頭でなく末尾の場合は省略しない)

(2) 創立の動機、趣旨を示すもの

【責任表示】上野動物園~ (情報源の表示:恩賜記念上野動物園~)

(3) 地方公共団体の役所、役場の語

【責任表示】三鷹市~ (情報源の表示:三鷹市役所~)

- (B) 識別上必要なので次のものは省略しない。
 - (1) 省略すると名もしくは姓のみとなる場合 ストー夫人
 - (2) 識別のために称号、尊称、敬称などが必要なとき アレキサンダー大王 長屋王
 - (3) 世系

六代目尾上菊五郎 パウロ4世 I.F. ケネディ、Jr.

(4) ○○内×× (○○が××を規定するとき) (ただし、○○が単に場所を示す場合は省略) 文化庁文化部宗務課内宗教法人研究会

2. 1. 5. 2 F*

総合タイトルがない図書の場合、収録されている各著作ごとに責任表示を記録する (2.1.1.2 D参照)。 【本タイトル】土佐日記 【責任表示】紀貫之著 【本タイトル】蜻蛉日記

【責任表示】藤原道綱母著

【本タイトル】にごりえ 【責任表示】樋口一葉著 【本タイトル】たけくらべ 【責任表示】樋口一葉著

2.2 版に関する事項

2.2.0 通則

2.2.0.1 (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- 7) 版表示
- イ) 特定の版にのみ関係する責任表示
- ウ) 付加的版表示
- エ) 付加的版にのみ関係する責任表示

2.2.1 版表示

2.2.1.1 (版表示とするものの範囲)

版表示には、通常序数と版、または他の版との差を示す

「改訂」とか「新」という語と「版」という用語が結びついた形がある。これに若干の語句が付加されていることもある。

2. 2. 1. 1 A*

印刷原版、マスター等は同一であっても、外装に差があり、かつ特定の版として表示されているものは版として扱う。(NCR新版予備版採用時には特殊な版表示として注記に記録していた)

新装版、縮刷版、机上版、復刻版

「版」という語がついていても、最新版、愛蔵版、豪華版、保存版、普及版等は異版がなければ、タイトル関連情報として記録する。私家版、カラー版、コミック版、完全版等はタイトル関連情報して記録する。

- 注1) 復刻版は情報源になければ複製注記として記録する
- 注2) 限定版は注記として記録する。また、私家版などの「限定××部」は限定版とはしない(NCR新版予備版採用時には限定版として注記していた)
- 注3) 岩波書店の「改版」は、活版印刷から電子写植にかえたという意味(印刷原版が同一でない)であり、装丁を変えたり、旧カナを新カナに変えるなど手を加えることもあるので「版」として扱う。

【本タイトル】国家論 【責任表示】スピノザ著 【版表示】第12刷改版

【出版年月】1976.8 【本シリーズ名】岩波文庫

(情報源の表示 1976. 8.16 第12刷改版発行 1995. 2.10 第16刷発行)

「版」と表示されていても「刷」と判断されるものは「刷」とみなす。初版の前書きしかない、初版から数カ月で2版が出版される、小説で2版とある等の場合は、「版」と表示されていても「刷」とみなす。(2.4.3.1任意規定参照)

注4) 重版は2刷とみなす。

2.2.1.1B

版として表示されていても、実際は巻次、回次、年次等に相当する場合は、別の書誌的事項として扱う。 (1.10.1.1参照)

2. 2. 1. 1. C *

刷次は記録しない。ただし、刷次の表示中に特に改訂、増補等の表示があれば、これを付加的版表示と

して記録する。(2.2.3参照)

また、付加的版表示ではないが、例外として刷次を記録する場合は出版年月の項に記録する。(2.4.3.1任意規定参照)

2.2.1.2* (記録の方法)

情報源における表示のままに記録し、補記した事項は角がっこに入れる。ただし、数字はアラビア数字にかえる (2.0.6.4)。改訂新版、第2版、改訂版、改稿版、増補、2訂版、新装版、改訂新装版 など 2.2.1.2 別法

次の版表示は記録しない。

- 7) 初版
- 1) 総合タイトルのない図書の各著作の版次
- り) 他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所で記録されている版表示

2.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

2.2.2.1 (責任表示とするものの範囲)

図書の特定の一つの版にのみ関係している著者など。2以上の版に関係しているが、すべての版には関係していない著者なども含める。

2.2.2.2* (記録の方法)

記録の方法は2.1.5.2による。

2.2.3 付加的版表示

2.2.3.1* (付加的版表示とするものの範囲)

一つの版グループ中の特定版に関するあらゆる種類の版表示を含む。刷次の表示中に特に改訂、増補等の表示があれば、これを付加的版表示として記録する。

【付加的版表示】 補訂第4刷 【出版年月】1994.3

(情報源の表示:1990.3.20 第1刷 1991.3.20 第2刷 1993.4.2 第3刷 1993.3.21 補訂第4刷 1995.4.2 補訂第5刷)

2.2.3.2* (記録の方法)

情報源における表示のまま記録する。「改訂新装版」を「改訂版」と「新装版」に分けて記録はしない。 記録の方法は 2.2.1.2 による。

2.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

2.2.4.1 (責任表示とするものの範囲)

付加的版にのみ関係する著者等。

2.2.4.2* (記録の方法)

記録の方法は2.1.5.2による。

2.4 出版・頒布等に関する事項

2.4.0 通則

2.4.0.1* (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- 7) 出版地、頒布地等
- (1) 出版者、頒布者等

- ウ) 出版年月、頒布年月等
- 工) 製作項目(製作(印刷)地、製作(印刷)者、製作(印刷)年)

2.4.0.3 (複製本)

複製本の場合は、記述対象図書の所定の情報源によって出版・頒布等に関する事項を記録するとともに、 原本の出版・頒布等に関する事項を注記する。

2.4.1 出版地、頒布地等

2.4.1.1 (出版地、頒布地等とするものの範囲)

所定の情報源において、出版者(もしくは頒布者)名と関連して表示されている地名(市、町、村)のことで、2以上の出版者名があるときは、顕著な出版者名(もしくは最初の出版者名)と関連する地名である。情報源において、出版者の表示がなくても、その出版物の出版地(もしくは頒布地)として示されていることがある。

2.4.1.1 A

出版地の表示がないときは、頒布地を記録する。(2.4.2.2D参照)

2, 4, 1, 1 B

同一出版者に2以上の出版地があるときは、顕著なもの、最初のものの順で、一つの出版地を選定する。 2言語以上で表示されているときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

2.4.1.1 C

出版者とそれに対応する出版地が2組以上表示されている場合は、顕著なもの、最初のものの順で、一つの組を選択して記録する。

2.4.1.1 D 任意規定

頒布地を出版地、出版者に続けて記録する。

注) JAPAN/MARCでは、2番目の出版地および出版地が別にあるときの頒布地は、一般注記として記録している。(2.4.2.1 E任意規定参照)

2.4.1.2* (記録の方法)

日本の出版地は、出版者が所在している市町村名を記録する。ただし、識別上必要があるときは、都道府県名を付記する。市名では、府中(東京都)、府中(広島県)のみ都道府県名を付記し、町村名は識別上必要なので必ず付記する。ただし、同一都道府県に同一町村名があると判明したときは、郡名まで付記する。

- 注1) 市名の「市」は記録しない。東京特別区は「東京」とのみ記録する。
- 注2) 出版地名はあるがままに転記する。

【出版地】 Tokyo (情報源の表示: The Mysterious Press, Tokyo)

2.4.1.2 A

古地名、外国地名は所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。

2.4.1.2 B

外国地名には、識別上必要があるときは、国名、州名を付記または補記する。

2, 4, 1, 2 C *

出版地がその図書に表示されていないときは、調査もしくは推定による出版地を角がっこに入れて記録する。出版地不明のときで、頒布地も代替情報として記録できないときは「[出版地不明]」と補記する。

2.4.1.2 C 任意規定

外国の出版物で出版地が不明のとき、出版国の表示があれば国名を記録する。

2.4.2 出版者、頒布者等

2.4.2.1 (出版者、頒布者等とするものの範囲)

記述対象図書の出版、頒布、公開、発行等について責任がある個人もしくは団体の名称、またはそれが 識別できる表示。近代的な出版・流通制度が確立していない場合、出版関係の機能と物としての製作の機 能が混在していることがあるが、このような場合は、これらの機能を果たしている個人または団体を含む。

2. 4. 2. 1 A

出版者の表示がないときは、頒布者を記録する。(2.4.2.2D 参照)

2, 4, 2, 1 B

民国以降、中国刊行の図書に併記されている出版者と発行者については、発行者を頒布者として取り扱 う。

2. 4. 2. 1 C

和古書を記述する場合は、奥付に表示されている最後の出版者か、見返しに表示されている最初の出版

2. 4. 2. 1 D

2以上の出版者等の表示があるときは、顕著なもの、最初のものの順で、一つを選択する。2言語以上 の表示があるときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

2.4.2.1D 任意規定*

外国の出版者との共同刊行を含め、記録しなかった出版者は注記する。共同刊行者が複数の場合は、原 則として、はじめの1つを記録し、後は「ほか」と省略する。

【注記】共同刊行:大分県指導漁協連合会

2.4.2.1E 任意規定*

頒布者を出版地、出版者に続けて記録する。この場合、出版地、出版者、出版年月、頒布地、頒布者の 順とし、「発売」など、頒布者の果たしている役割を示す語句を付記する。

注1) 外国刊行の出版物で発売が国内の場合も同様とする。

【出版地】Guam 【出版者】サンゼン出版 【頒布地】東京

【頒布者】マルモ出版 (発売)

(こういう場合は、NCR新版予備版採用時には発売地・発売者を出版事項に記録し、出版者は 注記していた)

- 注2) 東京官書普及、官報取扱所等は「取扱」とあるが、発売とはみなさない。
- 注3) JAPAN/MARCでは2番目以降の出版地・出版者および出版者が別にあるとき の頒布 地・頒布者は一般注記として記録している。(2.4.1.1 D任意規定参照)

2.4.2.2* (記録の方法)

出版者は、その図書に表示されている名称を記録する。ただし、出版者名に付されている法人組織を示 す語などは省略する。「○○役所 | 「○○役場 | の形の役所と役場の語は記録しない。私家版は個人名を記 録する。

【出版者】丸善

(奥付の表示:丸善株式会社)

【出版者】調布市 (奥付の表示:東京都調布市)

【出版者】「東京都」杉並区(奥付の表示:杉並区)

(編集・発行が同一の団体で責任表示において補記をした場合は、出版者の補記は省略する)

2. 4. 2. 2 A

明治初期までの和古書の出版者は、個人名のみの場合はそれを記録し、屋号のあるものは屋号に続けて

名を記録する。

2. 4. 2. 2 B*

外国の出版者はその図書の表示のままに記録する。

2. 4. 2. 2 C*

出版者と頒布者双方がその図書に表示されていないときは、「[出版者不明]」と補記する。ただし、その図書から容易に出版者名が推定できるときは推定した出版者名を角がっこにいれて記録する。

2.4.2.2 D

頒布者とこれに対応する頒布地が、出版者と出版地に代わるものであるときはこれらを記録し、頒布者 に「(発売)」と付記する。

2.4.3* 出版年月、頒布年月等

2.4.3.1* (出版年月、頒布年月等とするものの範囲)

記述対象図書の属する版が最初に刊行された年月を記録する。

【出版年月】1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷発行 1986.10 第3刷発行) (NCR新版予備版採用時には最新の出版年月を記録していた)

2.4.3.1 任意規定*

- ① 初刷の出版年月表示がないときは、表示の刷りを出版年月の後に丸がっこして記録する。 【出版年月】 1997.6(第3刷) (情報源の表示: 1997.6 第3刷発行)
- ② 「刷」と表示されていてもページ数が違う等、内容の改訂が明らかな場合や、出版者・著者などの 名称変更があった場合には、出版年月の後に丸がっこして最新の刷次と出版年月を記録する。

【本タイトル】細菌性食中毒 【責任表示】ニッコクトラスト技術研究室編

【責任表示】伊藤元彦著 【出版年月】1989.9(3刷:1996.10)

【注記】編者の名称変更:初版は日本国民食(株)技術研究室

(初版本:細菌性食中毒 日本国民食(株)技術研究室編 伊藤元彦著 1989.9)

- (3 刷本の情報源表示:細菌性食中毒 ニッコクトラスト技術研究室編 伊藤元彦著 平成 元年9月初版発行 平成8年10月第3刷発行)
- 注) 医学書等は刷りの違いで内容(文献等)が違うことがあるので注意する。(NCR新版予備版 採用時には刷りの注記をしていた)
- ③ 出版年が20年以上間のある刷りの違いの場合は、出版年月の後に丸がっこして最新の出版年月と刷次を記録する。

【出版年月】1962.3 (第3刷:1995.5)

(情報源の表示: 1962.3 第1刷発行

1995.5 第3刷発行)

(NCR新版予備版採用時には10年以上間がある刷りの違いの場合は、注記として記録していた)

④ 「版」と表示されていても刷りと判断される場合は、出版年月の後に丸がっこして最新の出版年月 と版次を記録する。

【出版年月】 1955. 3 (213版:1992. 7)

2. 4. 3. 1 A*

図書に出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、 その表示もないときは、印刷年を記録する。この場合、頒布年月と印刷年の後ろには「発売」「印刷」な どの役割を示す語を、著作権表示年の前には著作年を示す「c」を付加する。

【出版年月】 c 1988

【出版年月】1988 印刷

2.4.3.2* (記録の方法)

出版年月は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに記録する。同一出版年月が、2以上の出 版者や頒布者などに共通するときは、最初の名称のあとに記録する。

2.4.3.2 A*

出版年月は西暦紀年で記録する。

2. 4. 3. 2 B *

一括記入で出版年月が2月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の年月を包括的に示す。加除式 資料は刊行開始年月のみとする。記号は「-」を用いる。(NCR新版予備版採用時には「~」を用いて いた)

【出版年月】1996.3-10

【出版年月】1996.3-1997.5

【出版年月】1996.3-

2. 4. 3. 2 C*

不正確な出版年月は補正したものを記録し、不正確な表示形は注記する。

【出版年月】 1963.3 【注記】奥付の出版年月(誤植):1936.3

2. 4. 3. 2 D*

出版年月、頒布年月、著作権表示年、および製作(印刷)年のいずれも表示がないか、不明のときは、 前書き等によってその図書のおおよその出版年代を推定し、これを角がっこに入れて記録する。

【出版年月】[1975] (1975年の出版物であることは確か)

【出版年月】[1975?] (1975年の出版物であると推定)

【出版年月】[197-] (1970年代の出版物であると推定)

【出版年月】 [19--] (20世紀の出版物であると推定)

2.4.4 製作項目(製作(印刷)地、製作(印刷)者、製作(印刷)年)

2.4.4.1 (製作項目とするものの範囲)

製作項目には、記述対象図書が製作(印刷)された土地の名称(製作(印刷)地)、その製作(印刷)に 責任を有する個人や団体の名称(製作(印刷)者)、および製作(印刷)された年代、日付(製作(印刷) 年)がある。

2. 4. 4. 1 A

図書の場合、出版項目が不明のときに、これに代わるものとして記録する。(1.4.0.0 C、2.4.2.1 をも 参照)

2.4.4.2 別法*

製作項目を出版項目の位置に記録し、製作(印刷)者名に「(印刷)」「(製作)」等の語句を付記する。 注) 付記中の表現で「制作」は「製作」に統一する。

2.5 形態に関する事項

2.5.0 通則

2.5.0.1* (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- 7) ページ数、図版数等
- イ) 大きさ

ウ) 付属資料

注) 挿図、肖像、地図等は注記とする。

2.5.1 ページ数、図版数等

2.5.1.1 (記録するものの範囲)

図書の形態的記述では、特定資料種別は記録せず、ページ数、図版数のみを記録する。記述対象とする図書が2冊以上からなるときは冊数を記録する。

2.5.1.2 (記録の方法)

ページ数、丁数、枚数、欄数は印刷されたページ付、丁付などの最終数をアラビア数字で記録し、それぞれ「p」「丁」「枚」「欄」を付加する。ページ付最終数のページのあとに印刷ページがあっても記録せず、印刷ページでなくてもページ付最終数の表示があれば、これを記録する。

2.5.1.2 A

巻もの、畳ものは、それぞれ「○軸」「○枚」と記録する。

2. 5. 1. 2 B*

ページ付が2種以上に分かれた図書は、前付けを除き3種までのときは、各ページ付ごとにコンマで区切って記録する。ページ付のない部分が含まれているときは、その部分の記録は省略する。ページ数の記録が煩雑にわたるときは、「1冊」と記録する。また、前付けは記録しない。

【ページ数·図版数等】 22,457,64 p

- 注1) 法令集などで途中のページが飛んでいるものは、「1冊 とする。
- 注2) 複製資料の原本の前付けは無視する。

(前付け:目次、凡例、前書きなど本文の前にある別ページ立ての部分要約、解説等は本文の範疇なので、これらが入っている部分は前付けとはしない)

2. 5. 1. 2 C *

ページ付のない図書は「1冊 (ページ付なし)」と記録する。ただし、ページ数が少ないときは、枚数を数え「 \bigcirc 枚」と記録する。

2. 5. 1. 2 D*

加除式の図書は、たとえページ付があっても「冊 (加除式)」と記録する。(加除式は、後から台本の増減がありうるので、「〇冊」とはしない)

2.5.1.2 E

全体が一連のページ付となっているセットものの1冊や抜刷の場合のように、包括的な一連のページ付の途中から始まっているページ付は、その最初(ページ付がないときは補記)と最後のページ付をハイフンで結んで記録する。この場合、ページ付を示す語「p」は数字の前に記録する。

【ページ数・図版数等】 p 362-734

【ページ数・図版数等】 p 362-734, 5 p

2.5.1.2 F

記述対象とする図書が2冊以上からなるときは冊数を記録する。別冊、資料編、図版編、解説等を含む場合には、「〇冊 (別冊とも)」のように記録する。

2. 5. 1. 2 G*

本文の一連のページ付に入っていない図版があるときは、本文のページ数に続けて「図版」として、そのページ数または枚数を記録する。

【ページ数・図版数等】 45p 図版 162p

【ページ数・図版数等】 124,151 p 図版 30枚

【ページ数・図版数等】 50 p 図版 25 p

ただし、図版が少量(原則として10枚未満)のときは、図版の記録を省略してもよい。(本文自体が少量のときは、その1/10の量を目途に判断する)

注) 発掘調査報告書等で、少量の巻頭図版と本文に続く図版があるときは、ノンブルが付いている部分を記録し、両方を足して記録することは、同定が簡単でないので原則としてしない。

図版のみの図書の場合は、ページ数記録の位置に「図版」としてそのページ数または枚数を記録する。 ただし、タイトル等で図版集とわかるとき(写真集等)は「図版」は省略する。

【ページ数・図版数等】 図版100 p

【ページ数・図版数等】 図版25枚

2.5.2* 插図、肖像、地図等

2.5.2 別法2

挿図、肖像、地図等は注記事項として記録する。

2.5.3 大きさ

2.5.3.1* (大きさとするものの範囲)

記述対象資料の寸法(高さ、幅など)。

2.5.3.2 (記録の方法)

大きさは外形の高さをセンチメートルの単位で、端数を切り上げて記録する。

2. 5. 3. 2 A

2点以上の部分からなる、大きさの異なる資料は、最小のものと最大のものをハイフンで結んで記録する。

【大きさ】 18-24 cm

2, 5, 3, 2 B

外形の高さが10cm以下のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで記録する。

2, 5, 3, 2 C

縦長本、横長本は、縦、横の長さを「×」印で結んで記録する。

【大きさ】 15×15cm

(正方形)

【大きさ】 15×20cm

(横長本)

【大きさ】 9.0×12cm

【大きさ】 30×12cm

(縦長本-縦が横の2倍以上)

【大きさ】15×25−20×30cm

2.5.3.2 D

巻ものは料紙の高さを、畳ものは拡げた形の縦、横の長さを「×」印で結んで記録する。畳ものは、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付記する。

【大きさ】 48×30cm (折りたたみ24×15cm)

【大きさ】 26×26cm (2つ折26×13cm)

(2つ折:2つ折した山が背となっている道路地図等によくあるもの)

2.5.4 付属資料

注) JAPAN/MARCでは、付属資料は、一般注記としても重複して記録している。

2.5.4.1 (付属資料とするものの範囲)

ある図書と同時に刊行され、その図書ととともに利用するようになっている付属物。複合媒体資料の別個の部分も含む。(NCR新版予備版採用時には付属資料、付録として注記していた)

2.5.4.2* (記録の方法)

当該付属資料の特性を示す語句(資料種別や特定資料種別などの用語を可能な限り使用する)を記録する。必要に応じて数量、大きさ等を付記する。

【付属資料】 CD-ROM 1 枚 (12cm 袋入)

【付属資料】 ビデオカセット1巻(VHSタイプ)

【付属資料】 フロッピーディスク1枚(5"2HD ホルダー入)

【付属資料】 1枚

【付属資料】 図4枚

2.6 シリーズに関する事項

2.6.0 通則

2.6.0.1 (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本シリーズ名
- イ) 並列シリーズ名(JAPAN/MARCでは記録していない)
- ウ) シリーズ名関連情報
- エ) シリーズに関係する責任表示
- t) シリーズの I S S N (『日本全国書誌』では記録していない)
- カ) シリーズ番号
- +) 下位シリーズの書誌的事項

2.6.0.3* (2以上のシリーズ表示……別シリーズ)

記述対象図書が複数のシリーズに属している場合は、それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する。 (NCR新版予備版採用時には別シリーズとして注記していた)

【本シリーズ名】現代俳句選集 【シリーズ番号】21 【本シリーズ名】 河叢書

【シリーズ番号】第31篇

(出版者シリーズと結社のシリーズ等、私家版の句集・歌集に多い。)

2.6.1 本シリーズ名

2.6.1.1* (本シリーズ名とするものの範囲)

所定の情報源に表示されている、シリーズ固有の名称。

【本シリーズ名】 角川文庫

【本シリーズ名】 日本図書館学講座

【本シリーズ名】 別冊歴史読本

注) その出版者が出版する本すべてに付けている「○○出版者の本」の意味のものやロゴマークはシリーズ名とみなさない。シリーズ名とみなさないものの例をあげる。

Softbank books (ソフトバンク出版事業部)

Quintessence books (クインテッセンス出版)

CALAMVS GLADIO FORTIOR (慶応義塾大学出版会)

QP books (週刊住宅新聞社)

ミスター・パートナー's book (ミスター・パートナー)

Pocket book (ポケットブック社)

2.6.1.1 A

シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、単行書の上位書誌レベルの図書を記述対象とした場合に選定する本タイトルと一致させる。(2.1.1.1 参照)

2.6.1.2 (記録の方法)

本シリーズ名は、その図書に表示されている形で記録する。(1.6.1.2 参照)

2.6.2 並列シリーズ名

注) JAPAN/MARCでは、並列シリーズ名は記録していない。

2.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲)

本シリーズ名の別言語および別の文字(またはその一方)のシリーズ名。(2.1.3.1参照)

2.6.2.2* (記録の方法)

必要とみなした場合記録する。

2.6.3 シリーズ名関連情報

2.6.3.1* (シリーズ名関連情報とするものの範囲)

本シリーズ名の関連情報。ただし、シリーズのキャッチフレーズ等は関連情報とはしない。 100万人の焦点 (三一新書)

2. 6. 3. 1 A *

シリーズに関係する版表示は、シリーズ名関連情報として記録する。

(NCR新版予備版採用時には「日本歴史叢書新装版」のように、シリーズ名の一部として記録していた)

注) シリーズに版があり、本タイトルにも版がある場合は、両方の版次を記録する。

【本タイトル】倭寇 【責任表示】石原道博著 【版表示】新装版 【本シリーズ名】日本歴史叢書 【シリーズ名関連情報】新装版

2.6.3.2 (記録の方法)

本シリーズ名に対する必要な補足となる場合で、図書に表示されているときに記録する。

2.6.4 シリーズに関係する責任表示

2.6.4.1 (シリーズに関係する責任表示とするものの範囲)

シリーズに関係する責任表示のすべて。

2.6.4.2* (記録の方法)

図書に表示されている場合に記録する。団体編著者・監修者は、その図書の出版のために作られた「× ×編集委員会」等を除き、記録する。個人編著者・監修者は必要とみなせば責任表示として記録する。

2.6.5 シリーズの I S S N

2.6.5.1* (シリーズのISSNとするものの範囲)

ISDS(国際逐次刊行物データ・システム)が当該シリーズに付与するISSN。また、年刊もの等で本タイトルに付与されているISSNもある。

2.6.5.2* (記録の方法)

ISSNがその図書に表示されている場合に記録する。表示されているISSNが誤りと判明したときは、冒頭に「* (アスタリスク)」を付して記録する。

注)JAPAN/MARCでは、誤ったISSNは記録していない。

【シリーズの I S S N】 0027-9135

2.6.6 シリーズ番号

2.6.6.1* (シリーズ番号とするものの範囲)

記述対象図書の、シリーズ内における番号づけ。番号の前後に、それを修飾する語句がついているもの もある。ただし、パブリッシャーシリーズの文庫版と新書版のシリーズ番号は省略する。

(パブリッシャーシリーズ:出版者が企画・刊行する、主題が広範囲にわたる一般的なシリーズ。新書版か文庫版のことが多く、内容は古典とか時局もののこともある。普通出版者名を冠しているが、「同時代ライブラリー」「現代教養文庫」のような一般名称のものもある。)

2.6.6.2* (記録の方法)

図書に表示されている形で記録するが、数字はアラビア数字とする。数字が続くときは識別のためハイフンで結ぶ。(2.0.6.4 参照)

2.6.6.2 A

2以上の巻号が連続するときは、最初と最後の巻号を記録し、連続していないときは列記するか、または「○○○ [ほか]」とする。

2.6.7 下位シリーズの書誌的事項

2.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲)

本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名で、図書に本シリーズ名とともに表示されているもの。下 位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に関連していることも、関連していないこともある。

2.6.7.2* (記録の方法)

本シリーズと同様に記録する。

2.6.7.2 A

下位シリーズの並列シリーズ名、シリーズ名関連情報、責任表示は、識別上必要であると判断された場合にのみ記録する。

2.6.7.2 B

下位シリーズ内の番号づけの記録は2.6.6.2による。

2.9* 各巻タイトルに関する事項

2.9.0* 通則

2.9.0.1* (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 各巻タイトル
- イ) 各巻並列タイトル(JAPAN/MARCでは記録していない)
- ウ) 各巻タイトル関連情報
- エ) 各巻に関係する責任表示

2.9.1* 各巻タイトル

2.9.1.1* (各巻タイトルとするものの範囲)

所定の情報源に表示されている、各巻の固有の名称。

2.9.1.1 A *

各巻に関する事項に記録する各巻タイトルは、単行書誌レベルの図書を記述対象とした場合に選定する

本タイトルと一致させる。(2.1.1.1参照)

2.9.1.2* (記録の方法)

各巻タイトルは、その図書に表示されている形で記録する。(1.6.1.2参照)

2.9.2* 並列各巻タイトル

注) IAPAN/MARCでは、並列各巻タイトルは記録していない。

2.9.2.1* (並列各巻タイトルとするものの範囲)

各巻タイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトル。(2.1.3.1参照)

2.9.2.2* (記録の方法)

必要とみなした場合記録する。

2.9.3* 各巻タイトル関連情報

2.9.3.1* (各巻タイトル関連情報とするものの範囲)

各巻タイトルの関連情報。

2.9.3.2* (記録の方法)

各巻タイトルに対する必要な補足となる場合で、図書に表示されているときに記録する。

2.9.6* 各巻巻次、回次、年次等

2.9.6.1* (巻次、回次、年次等とするものの範囲)

各巻に付された番号等による一定の順序づけが巻次、回次、年次等(以下巻次等という)である。

- 7) 排列を音順とする以外にない、順序性のないもの(部編名)は巻次として扱う。
- イ) 巻次等の前後には、これを修飾する語が付されることがある。(例:第1巻)
- り) 巻次、回次と年次の双方が表示されているときは、巻次、回次のあとに年次を丸がっこ(同格を表す)にいれて記録する。巻次と部編の双方が表示されているときも同様とする。(2.0.2.2 別法A注2)同一年次の対象が2点以上あることを示す回次は、年次の次に記録する。
- 2.9.6.2* (記録の方法)

図書に表示されている形で記録するが、数字はアラビア数字とする。(2.0.6.4参照)

2.9.4* 各巻タイトルに関係する責任表示

2.9.4.1* (各巻タイトルに関係する責任表示とするものの範囲)

各巻タイトルに関係する責任表示のすべて。

2.9.4.2* (記録の方法)

図書に表示されている場合に記録する。

2.7 注記に関する事項

2.7.0 通則

2.7.0.1 (書誌的事項)

記録すべき注記とその記録順位は1.7.3による。

2.7.1 注記

2.7.1.1* (注記とするものの範囲)

注記は、各書誌的事項の記述に説明を加える必要があると認めたときに記録する。また、その図書の記

述に関連する内容についても必要があれば記録する(1.7.0.0.1.7.1.1 参照)

1.7.0.0 (記述の意義)

注記は定型的な書誌的事項で構成されている記述を敷衍・詳述したり、限定する機能を有する。タイト ルからシリーズに関する事項に至るまでに記述できず、かつ重要と判断される事項を、すべて注記におい て示す。注記においては、記述対象資料に関するあらゆる事項を記録できる。注記のなかには、当該資料 の書誌的状況や形態に関するもの、内容に関するものなどがあり、次のような機能を果たしている。

- 7) 資料の識別
- イ) 書誌的記録の理解を容易にする
- ウ) 資料の特徴を示す
- エ) 書誌的来歴を示す

1.7.1.1* (注記とするものの範囲)

タイトル、責任表示、版次、書誌的来歴、出版・頒布等、シリーズ、内容、その他重要と判断したもの 等に関する注記がある。

2.7.2 記録の方法

2以上の注記があるときは、それらが関連する書誌的事項の記録順序(すなわち、タイトル、責任表示、 版表示……の順)に従って、記録の順序を定める。ただし、誤記、誤植に関する注記のように、タイトル 以下の特定事項に属さない注記はその内容にかかわらず、最初に記録する。

2.7.2.1 (特定事項に関する2以上の注記)

特定の事項に関する2以上の注記は、一括して記録することができる。

2.7.3 注記の種類

2.7.3.0* (下記の特定事項に属さない注記)

7) 書誌的事項の誤記、誤植を正しい形に訂正して記録したときは、もとの形を注記する。

【注記】表紙のタイトル(誤植): 重要文化財矢田座(2.0.6.6 参照)

【注記】標題紙の責任表示 (誤植): 荒川俊秀

【注記】奥付の出版年月(誤植): 1936.3 (2.4.3.2 C参照)

- イ) 著作の様式および言語に関する注記
 - ①講演集、会議録、展図録等の著作の成立に関わるもの

(情報源周辺にある場合、シンポジウム、展覧会等がわかるように記録する)

【注記】会期·会場:1995年4月10日-25日 奈良国立博物館 (期日、時などは「会期」に統一する)

②言語に関するもの

【注記】本文は日本語 (唯一のタイトルが本文と異なる場合)

【注記】日英両文併記

(タイトルが英語の場合)

【注記】英文併記

【注記】英文併載

(論文集に英語論文が含まれている場合)

ウ) 委託に関する注記

【注記】委託先:○○ (情報源の表示:○○委託)

エ) 情報源に表示されている巻末付録

【注記】付・○○

(情報源の表示:付・〇〇)

【注記】○○付き

(情報源の表示:○○付き)

オ) 発掘調査報告書のタイトルの前方等にある地名

【注記】○○所在 (2.1.1.1 D参照)

カ) その他記述一般に関する注記

【注記】特別編集

【注記】記念出版

2.7.3.1* (タイトルに関する注記)

ア) タイトルの情報源

情報源によってタイトルの表示が異なるとき(並列タイトルの場合は除く)は、記録しなかった他 のタイトルおよび情報源を注記する。(2.1.1.1 E) また、微細な違いで記録しなかった他のタイ トルを注記しないときに、記録したタイトルの情報源(標題紙を除く)を注記することもできる。

【注記】奥付のタイトル:○○

【注記】題簽のタイトル:××

【注記】タイトルは箱書きによる

イ) 再現不能な文字を含むタイトル(2.0.6.3, 2.0.6.5)

再現不能な文字をJIS78にある文字や、説明的な語句に置きかえた場合、もとの形について注記する。

【注記】タイトルは神代文字

【注記】標題紙のタイトルはハングル表記 (アラビア語、簡体字等も同様)

- ウ) 翻訳書の原タイトル
- エ) 継続物の巻次によって変わるサブタイトル

【注記】第2巻のサブタイトル:○○

オ) 別冊である続編、補遺、索引の正編または本編のタイトルで続編等が巻次とならない場合(2. 1.1.1.B参照)

【本タイトル】詞八衛補遺 【責任表示】中島広足著

【注記】本編のタイトル: 詞八衛 本居春庭著

2.7.3.2* (責任表示に関する注記)

7) 情報源によって異なる責任表示

記録しなかった責任表示とその情報源を必要とみなせば注記する。

責任表示に記録しなかった間接的な著作関与者(主催者等)を必要とみなしたときは注記する。

2.7.3.3* (版および書誌的来歴に関する注記)

7) 版および書誌的来歴

その図書とその図書の他の版または他の図書との関係を説明する必要があるときは注記する。

【注記】「13番目の証人」(日本文華社昭和51年刊)の改題

(2)改題・改訂

【注記】「栄養病理と栄養療法」の改訂版

(3)雑誌の単行本化

【注記】「国文学 第39巻12号 | と同内容

【注記】「国文学 第39巻12号 | 改装版

【本タイトル】 まるいはマリモ 【出版者】 福音館書店

《注記》「月刊たくさんのふしぎ」1996年5月号として発行したものを阿寒町教育委員会の 依頼により再発行したもの

(情報源の表示:阿寒町教育委員会)

(4)改訂版が初版と異なる出版者から出版されたとき

【本タイトル】アイヌの足跡 【責任表示】満岡伸一著 【版表示】増訂版

【出版者】白老民族文化伝承保存財団 【出版年月】1987.2

【注記】初版:真正堂大正13年刊

(5)原著の版次

【注記】原著第3版の翻訳

(原タイトルがある場合は原タイトル注記に入れる)

(1) 複製本

複製された原本の書誌事項等についての必要事項を注記する。

①情報源に「復刻(版) |とある場合

【版次】復刻(版) 【注記】原本:宗教大鑑(読売新聞社昭和7年刊) (改題の場合)

【注記】原本:読売新聞社昭和7年刊

(改題でない場合)

②情報源に「復刻(版)」とない場合

【注記】複製

【注記】複製および翻刻

【注記】複製を含む

【注記】東北大学付属図書館蔵の複製 (個人蔵の場合は「複製」のみを注記)

【注記】新詩社明治33-41年刊の複製

【注記】長崎書店昭和16年刊の複製に増補したもの

【注記】「宇都宮市史」(下野史談会昭和3年刊)と「宇都宮史」(下野史談会昭和15年刊)の複 製合本

【注記】「芸艸会叢書 第2編」(芸艸会昭和6年刊)の複製

(複製本の原本の属していたシリーズ名)

2.7.3.4* (出版・頒布等に関する注記)

7) 出版・頒布等に関する事項に記録しなかった他の出版者

【注記】共同刊行:講談社インターナショナル

注)発売は「取り扱い書店」と判断したときは注記する。

イ) 継続ものの途中で変更された出版者

【注記】第1巻の出版者:中央アート出版社

【注記】出版者の名称変更:1990年版までは日本リサーチデータバンク

り) 情報源で出版者表示が異なる時(省略形等) は注記しない。

【出版者】農山漁村文化協会(情報源の表示:農文協)

【出版者】日本放送出版協会 (情報源の表示:NHK出版)

ただし、情報源の表示形の違いが上記のように関連付けられないときは注記する。

【注記】背の出版者表示:中央出版社(旧社名)

(「サンパウロ」と新社名のシールが奥付に貼ってある)

2.7.3.5* (形態に関する注記)

ア) ページ数について説明する必要があるときは注記する。

【注記】左右同一ページ付

【注記】左右反転ページ付

【注記】片面印刷

(偶数ページが空白の場合)

イ) 挿図、肖像、地図等について説明する必要があるときは注記する。

【注記】肖像あり

【注記】折り込5枚 (形態事項の図版に入れない場合 図、表も折り込とする)

【注記】はり込図13枚

【注記】はり込写真30枚

【注記】裂地見本127枚貼付

【注記】補稿11枚貼付

- 大きさについて説明する必要があるときは注記する。
- 1) 印刷、複写の種類について説明する必要があるときは注記する。

謄写版 (手書きの場合)

電子複写

青写真

t) 装丁について説明する必要がある以下のようなときは注記する。

箱入 帙入 ホルダー入 鞘入 筒入 外箱入 (限定版、復刻版のみ) 革装 ルーズリーフ (加除式は省略) ハードカバー(同一内容のものがハードカバーとソフトカバーで出版されている場合の識別)

2.7.3.7* (内容に関する注記)

- 7) 最初に「内容:」と記録し、続けて、順序付け、タイトル、責任表示等と図書の表示に従って記録する。ただし、一括記入の各冊について記録する時は「内容:」を使用しない。
- イ) その図書に文献、著作目録、索引、年譜、年表が含まれているときは注記する。
- か) その図書について解題する必要があるときは注記する。

2.8 ISBN、入手条件に関する事項

2.8.0 通則

2.8.0.1 (書誌的事項)

記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- 7) ISBN
- イ) 入手条件・定価

2.8.1 ISBN

2.8.1.1 (ISBNとするものの範囲)

日本図書コードのうちISBNの文字を冠した部分およびその他の国で付与されたISBN。

2. 8. 1. 1 A

その図書に 2 以上の国別記号を持つ I S B N が表示されているときは、日本の国別記号 (4) を持つ I S B N を記録する。

2.8.1.1B*

その図書がセットものまたはシリーズに属するときは、配本、セット、シリーズ等複数および全体に付与されたISBNも記録する。

2.8.1.2 (記録の方法)

最初に「ISBN」と記録し、続けて10桁の数字を、国別記号、出版者記号、書名記号、チェック数字の間にハイフンを入れて記録する。

2.8.1.2 任意規定*

不正確な番号が図書に表示されていても、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号は、「*

(アスタリスク)」を冒頭に付して記録する。

注)『日本全国書誌』および JAPAN/MARCでは、誤ったISBNは記録していない。

2.8.3 入手条件・定価

2.8.3.1 (記録するものの範囲)

記述対象図書に表示されているままの入手価格および(または)その図書の入手可能性を示す語句もし くは数字による表現。

2.8.3.2* (記録の方法)

価格表示は、本体価格を記録する。本体価格表示のない時のみ税込み価格を記録する。

【入手条件・定価】全○○○円 (一括記入でセット価格のみの表示の場合) (分割記入には価格を記録しない。)

【入手条件・定価】各〇〇〇円 (一括記入で各冊が同一価格の場合)

【入手条件・定価】○○円;××円 (一括記入で各冊が同一価格でない場合)

注) 出版年が古いもの(発行されてから5年以上)は原則として価格は記録しない。

2.8.3.2 B

定価と特価の双方があるときは、定価を記録する。

2.8.3.2 C *

非売品はその旨を記録する。

標 目

第22章 タイトル標目

22.1 標目の選択

22.1.0 通則

標目は、原則として記述中に記録されているタイトルのうちから選ぶ。

22.1.0.1* (標目とするタイトル)

次のタイトルは、標目とする。

- 7) 本タイトル(総合タイトルの表示がない資料で、個々の著作のタイトルが列記されている場合は、 それぞれのタイトルを標目とする)
- イ) タイトル関連情報
- ウ) シリーズ名
- エ) シリーズ名関連情報
 - 注1) 本タイトルについては、記述上同一のタイトルに対して複数の標目を立てることがある。 (『全国書誌通信』No. 100参照)
 - 注2) シリーズ名については『日本全国書誌』では標目としないことがある。
 - 注3) タイトル関連情報、シリーズ名関連情報は『日本全国書誌』では標目としない。

22.1.0.2* (必要に応じて標目とするタイトル)

次のタイトルは、必要に応じて標目とする。

- ア) 各巻タイトル
- イ) 各巻タイトル関連情報
 - 注1) 各巻タイトルについては、記述上同一のタイトルに対して複数の標目を立てることがある。 (『全国書誌通信』No. 100参照)
 - 注2) 各巻タイトル関連情報は『日本全国書誌』では標目としない。

22.1.0.3* (標目としないタイトル)

次のタイトルは、標目としない。

- ア) 並列タイトル
- イ) その他の注記等のタイトル
- ウ) 内容細目のタイトル

22.2 標目の形 (漢字形)

22.2.0 通則

タイトルは記述中に記録されている形を標目とする。

22.3 標目の表し方(カナ形・ローマ字形)

22.3.0* 通則

標目は、片かな、ローマ字、アラビア数字および特定の記号で表記する。(『全国書誌通信』No. 100参照) 22. 3. 0 任意規定*

タイトル全体が原綴で表示されているものは、標目をローマ字、アラビア数字、および特定の記号で表 記する。

22.3.1 巻次の表記

タイトルのあとに巻次等があるときは、これを簡略な形で付加する。

【本タイトル】多摩の百年 【巻次】上

【タイトル標目】タマ ノ ヒャクネン 【タイトル標目巻次】1

【本タイトル】法律学全集 【巻次】第3巻

【タイトル標目】ホウリツガク ゼンシュウ 【タイトル標目巻次】3

22.4 標目指示

22.4.0* 通則

標目指示の記載の順序は、『日本全国書誌』においては次の順とする。

- ア) 本タイトル
- イ) シリーズ名
- ウ) 各巻タイトル

第23章 著者標目

23.1 標目の選択

23.1.0 通則

標目は、原則として記述中に記録されている著者名のうちから選ぶ。

23.1.0.1* (標目とする著者)

次の著者は、標目とする。

- ア) 本タイトルの責任表示として記録されている個人、団体
- イ) 総合タイトルの表示がない資料で、個々の著作のタイトルが列記されている場合は、個々の著作 の責任表示として、記録されている個人、団体
- か) 特定の版または付加的版の責任表示として記録されている個人、団体
- エ) シリーズに関する責任表示として記録されている個人、団体
- a) 各巻タイトルの責任表示として記録されている個人、団体

23.1.0.2* (標目とする被記念者)

必要ならば、学術論文集の被記念者は著者標目とする。

23.1.0.3 (標目とする出版者)

必要ならば、出版・頒布等に関する事項に記録されている出版者は、著者標目とする。

23.1.1* (著作への関与のしかたによる標目の選択)

2.1.5.1で責任表示として記録された著作関与者は標目とする。ただし特定の資料を編さん、刊行するために設けられた編さん委員会、刊行委員会等や、大会・会議の実行委員会等は例外的に標目としない。

23.2 標目の形 (漢字形)

23. 2. 0 通則

著者は、典拠ファイルに定められた統一標目の形を用いる。

23.2.1 人名

23. 2. 1. 0* (通則)

人名は、原則として最初に目録記入を作成するとき、その資料に表示されている形を統一標目とする。 ただし、外国人名については、原語形のローマ字(原語形がギリシャ文字やキリル文字のときは翻字した ローマ字)を標目とし、資料に表示されていない形を標目とすることがある。また、江戸期以前の著者に ついては、資料に表示されていない形を標目とすることがある。

23.2.1.1* (著名な著者)

明治期以降の著者については、著名・無名に関わらず、人名は、原則として最初に目録記入を作成するとき、その資料に表示されている形を統一標目として採用する。江戸期以前の著者については、著名なあるいは著作の多い著者については、統一標目は次の優先順位による。

- 7) 参考資料等において多く用いられている形
- 1) 多くの著作で一致している形
 - 注) 明治期以降の著者についても、1997年以前にすでに典拠ファイルに定められている著者については、その定められた統一標目の形を用いる。

23.2.1.2* (2以上の名称を用いる著者)

同一著者が2以上の名称を用いるとき、次の場合には、それぞれの名称を標目とする。

7) 改姓改名した著者が、新旧の姓名で著作をしているとき

【著者標目】武林文子 (情報源の表示:ゲシュタポ 武林文子著)

【著者標目】宮田文子 (情報源の表示:七十三歳の青春 宮田文子著)

(参照:「武林文子」「宮田文子」相互に)

イ) 同一著者が2以上の名称を使い分けているとき

【著者標目】中島梓 (情報源の表示:文字の輪郭 中島梓著)

【著者標目】栗本薫 (情報源の表示:魔界水滸伝 栗本薫著)

(参照:「中島梓」「栗本薫」相互に)

【著者標目】古賀英正 (情報源の表示:日本金融資本論 古賀英正著)

【著者標目】南条範夫 (情報源の表示:元禄太平記 南条範夫著)

(参照:「古賀英正」「南条範夫」相互に)

23.2.1.3* (付記事項)

同名異人は、生年(あるいは没年)を付記して区別する。生年(あるいは没年)で区別できないときは、 さらに職業、専門分野、世系等を付加して区別する。

【著者標目】鈴木正義(1911生)

【著者標目】佐藤勇(1935生)

【著者標目】佐藤勇(1935生 物理学)

【著者標目】田中紀子(翻訳家)

【著者標目】千宗左 (14世 1938生)

23.2.1.4 (各種の人名)

23.2.1.4A (姓名の形を持つ人名)

次の人名は、姓のもとに名を続ける形を標目とする。

- 7) 姓と名から構成されている人名
- 4) 筆名、雅号、屋号等で知られていて、それが姓と名のように慣用されている人名

【著者標目】東洲斎写楽

トウシュウサイ,シャラク

【著者標目】十返舎一九(1世 1765生) ジッペンシャ、イック(1世 1765生)

【著者標目】三遊亭円朝

サンユウテイ, エンチョウ

【著者標目】江戸川乱歩

エドガワ,ランポ

【著者標目】獅子文六

シシ, ブンロク

【著者標目】Henry, O.

か) 地名と結びついた形で知られていて、それが姓と名のように慣用されている人名

【著者標目】佐倉宗五郎

サクラ, ソウゴロウ

23.2.1.4 B (姓または名のみの人名)

次の人名は、姓または名のみを標目とし、必要事項を付記する。

ア) 姓または名しか明らかでない人名

【著者標目】梁田 (情報源の表示:をだまき集 梁田氏著)

【著者標目】園 (情報源の表示:園女奉納千首和歌 園女作)

(1) 名のみで知られている人名

【著者標目】空海

【著者標目】Friedrich (2世 1712生 プロシア王)

23.2.1.4 C* (姓と名から構成されていない人名)

姓と名から構成されていない人名は、全体を一まとまりとした形を標目とする。

【著者標目】明治天皇

メイジ テンノウ

【著者標目】藤原道綱母

フジワラ ミチツナ ノ ハハ

【著者標目】清少納言

セイ ショウナゴン

【著者標目】フランキー堺

フランキー サカイ

【著者標目】アイ・ジョージ

アイ ジョージ

【著者標目】ドクトル・チエコ

ドクトル チエコ

【著者標目】マダム・マサコ マダム マサコ

23.2.1.4 D 別法* (外国人名)

外国人名は原語形の名称を標目とし、 $23.2.1.4A \sim C$ の規定によるほか、次の各項による。ただし、中 国人名、韓国・朝鮮人名は漢字形を採用する。

ア) 古代ギリシア人名は、ギリシア語形を標目とする。

【著者標目】Aichylos.

イ) 西洋人名中の前置語の扱いは、その著者の国語の慣習に従う。

前置語は、一般に名のあとにおかれる。アフリカーンズ語、英語、イタリア語、ルーマニア語 (deを除く)においては、姓は前置語からはじまる。フランス語、ドイツ語、スペイン語において は、冠詞または冠詞と前置詞の縮約形だけが姓の前におかれる。

【著者標目】 Musset. Alfred de.

【著者標目】 Goethe, Johann Wolfgang von.

【著者標目】 Von Neumann, John.

【著者標目】 La Fontaine, Jean de.

【著者標目】 Du Bos, Charles.

【著者標目】 Van Vogt, Alfred Elton.

b) 複合姓は、著者が常用している形か、確立している慣用形を標目とする。

【著者標目】 Meyer-Forster, Wilhelm.

【著者標目】 Ortega, v Gasset, Jose,

【著者標目】 Lloyd George, David.

エ) 西洋の貴族のうち、その称号で一般に知られている人名は、称号を省いた形を標目とする。ただ し、すでに称号を含めた形の典拠が存在する外国人名については、その形を踏襲する。

【著者標目】 Dovle. Sir Arthur Conan.

- オ) 中国人名、韓国·朝鮮人名は、漢字形を採用し、23.2.1.4 A~Cの規定による。
- カ) 中国人名、韓国・朝鮮人名以外の東洋人名は、それぞれの国の慣習にしたがった形をローマ字に より標目とする。

23.2.2 団体名

23.2.2.0* (通則)

団体名は、原則としてその団体の正式名称を統一標目とする。

23.2.2.1 (法人組織等の語句の省略)

団体名の冒頭にあって、その団体の法人組織、創立の趣旨等を表示する部分は省略する。

【著者標目】上野動物園 (情報源の表示:恩賜記念上野動物園)

【著者標目】日本博物館協会

(情報源の表示:社団法人日本博物館協会)

23.2.2.2 (団体の名称の変更)

団体の名称に変更があった場合は、それぞれの著作当時の名称を標目とする。

【著者標目】身体障害者雇用促進協会 (旧称)

【著者標目】日本障害者雇用促進協会 (新名称)

(参照:「身体障害者雇用促進協会」「日本障害者雇用促進協会」相互に)

23.2.2.3 (団体の内部組織)

団体の名称が内部組織を含めて資料に表示されているときは、その内部組織を省略した名称を標目とす る。

【著者標目】日本山岳会 (情報源の表示:死のトラヴァース 「日本山岳会東海支部編」)

23. 2. 2. 3 任意規定*

必要に応じて、団体の内部組織を含めた名称を標目とする。国の行政機関および東京都については、内 部組織を含めた名称を標目とする。

23.2.2.4 (団体の付属機関)

団体の付属機関は、その名称を標目とする。ただし、その名称が識別上他の機関とまぎらわしいときは、 団体名を冠した名称を標目とする。

【著者標目】国土地理院

【著者標目】京都府労働経済研究所

【著者標目】兵庫県労働経済研究所

23.2.2.5 (付記事項)

同名異団体は、所在地、創立年等を付記して区別する。

【著者標目】社会科教育研究会(東京学芸大学内)

【著者標目】社会科教育研究会(東京教育大学附属小学校内)

23.2.2.6 (各種の団体)

23.2.2.6 A* (国の行政機関)

7) 国の行政機関は、その名称を標目とする。行政官庁の本省の内部部局は局まで、外局の内部部局 は部までを標目とする。また、各機関の図書館はその名称を標目とする。

【著者標目】文部省

【著者標目】人事院

【著者標目】会計監査院

【著者標目】林野庁

【著者標目】東京高等検察庁

【著者標目】文部省生涯学習局

【著者標目】国税庁課税部

【著者標目】労働省図書館

1) 国の行政機関の付属機関は、その名称を標目とする。ただし、その名称が識別上他の機関とまぎらわしいときは、所轄行政機関名を冠した名称を標目とする。

【著者標目】法務総合研究所

【著者標目】国立がんセンター

【著者標目】農業観測審議会

【著者標目】工業技術院

【著者標目】大蔵省印刷局

【著者標目】防衛庁技術研究本部

ウ) 国の行政機関の出先機関(地方支分部局)は、その名称を標目とする。

【著者標目】大阪通商産業局

【著者標目】九州地方建設局

【著者標目】東京税関

【著者標目】札幌管区気象台

エ) 在外公館は、国名に続けて「大使館」「領事館」等の機関名を付した形を標目とし、その所在国 または所在地を付記する。

【著者標目】日本大使館(在アメリカ合衆国)

注) 外国の行政機関は23.2.2.6 F1) を見よ。

23. 2. 2. 6 B* (国の立法機関および司法機関)

国の立法機関および司法機関は、その名称を標目とする。ただし、国立国会図書館は内部組織を含めた名称を標目とする。また、各機関の図書館はその名称を標目とする。

【著者標目】衆議院

【著者標目】最高裁判所

【著者標目】東京地方裁判所

【著者標目】国立国会図書館収集部

【著者標目】最高裁判所図書館

注) 外国の立法機関および司法機関は23.2.2.6 F1) を見よ。

23. 2. 2. 6 C (政府関係機関)

政府関係機関はその名称を標目とする。

【著者標目】日本銀行

【著者標目】海外技術協力事業団

23. 2. 2. 6 D* (地方公共団体)

ア) 地方公共団体は、その名称を標目とする。ただし、東京都は内部組織を含めた名称を標目とする。

【著者標目】大阪府

【著者標目】愛知県議会

【著者標目】東京都教育委員会

【著者標目】東京都生活文化局

1) 地方公共団体の付属機関および出先機関は、原則として地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

【著者標目】京都府労働経済研究所

【著者標目】北海道上川支庁

23. 2. 2. 6 E* (教育施設)

7) 大学、学校等の教育施設は、その名称を標目とする。

【著者標目】東北大学

【著者標目】宮城県第二女子高等学校

【著者標目】電子開発学園

1) 大学の学部は、学部名までを標目とする。また、大学院は、研究科名までを標目とする。

【著者標目】東京大学文学部

【著者標目】京都大学大学院教育学研究科

か) 大学に付属または付置する学校、図書館、博物館、研究所、試験所(場)、病院等は、原則として正式名称を標目とする。また、大学の学部、大学院の付属施設である図書館、研究所、試験所(場)、センター等は、その名称を標目とする。

【著者標目】京都大学理学部大津臨湖実験所

【著者標目】早稲田大学演劇博物館

【著者標目】慶応義塾大学産業研究所

【著者標目】福岡教育大学附属久留米中学校

【著者標目】東京大学法学部附属外国法文献センター

【著者標目】日本大学商学部図書館

【著者標目】慶応義塾大学大学院経営管理研究科図書館

エ) 図書館、博物館、美術館等は、その名称を標目とする。

【著者標目】福島県立図書館

【著者標目】松濤美術館

23.2.2.6 F* (外国の団体)

7) 外国の団体は、わが国慣用の日本語形の名称を標目とする。わが国慣用の日本語形の名称がない ときは、資料に表示されている日本語形の名称を標目とする。日本語形がない場合は、資料に表示 されている原語形の名称を標目とする。

【著者標目】アメリカ図書館協会

【著者標目】フランス鋳物センター

【著者標目】英国推理作家協会

【著者標目】American Society for Microbiology.

イ) 外国の政府機関等は、国名、連邦加盟共和国名、州名、邦名、都市名等を冠した名称を標目とする。

【著者標目】イギリス運輸省

【著者標目】アメリカ合衆国航空宇宙局

注) 国名については、付録3「国名標目表」参照。

23. 2. 2. 6 G (国際団体)

国際的に組織された連盟、学会、協会等は、わが国慣用の名称を標目とする。

【著者標目】国際連合

【著者標目】国際決済銀行

【著者標目】経済協力開発機構

【著者標目】世界労働組合連盟

23.3 標目の表し方(カナ形・ローマ字形)

23.3.0* (通則)

標目は、片かな、ローマ字、アラビア数字および特定の記号で表記する。(『全国書誌通信』No. 100参照) 23. 3. 0 別法*

外国人名は原語形を採用するが、外国の団体名に付いては、日本語形の表示があるときは日本語形を標目とし、原語形しか判明しないときは原語形を標目とする。

23.3.2 (同名異人、同名異団体への付記)

同名異人、同名異団体の付記事項は、漢字、ローマ字、数字等を用いる。

23.3.3 (人名)

23.3.3.0 (通則)

- ア) 姓名の形を持つ人名は、姓と名の間をコンマで区切って表記する。
- 4) 姓と名から構成されていない人名は、分割可能な要素ごとに分かち書きを行う。

【著者標目】森羅万象 シンラ バンショウ

23. 3. 3. 1* (日本人名)

- 7) 原則として本人に固有の読みを表記する。固有の読みは、さまざまな情報源から得るが、各種情報源の優先順位については、『全国書誌通信』No.78の「日本人名著者標目の形式選択基準」による。
- かなで表記されている名がその読みと異なるときは、その読みを表記する。

【著者標目】村山リウ ムラヤマ, リュウ

b) おおよそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みは、原則として採用しない。

【著者標目】山部赤人 ヤマベ,アカヒト

【著者標目】源実朝 ミナモト、サネトモ

【著者標目】千利休 セン, リキュウ

(例外) 太安麻呂 オオノ,ヤスマロ

紀貫之 キノ、ツラユキ

23.3.3.2* (東洋人名)

7) 漢字で表示される中国人名は、その漢字の日本語読みで表記する。

【著者標目】毛沢東 モウ、タクトウ

注) 人名のみに使用される漢字の読みは、それに従う。

【著者標目】葉昌熾 ショウ,ショウシ

【著者標目】沈復 シン,フク

イ) 漢字で表示される韓国・朝鮮人名は、その漢字の母国語読みがその資料から判明するときは、母国語読みで表記する。母国語読みが判明しないときは、その漢字の日本語読みで表記する。

【著者標目】金達寿 キム,タルス

【著者標目】尹興吉 ユン, フンギル

【著者標目】崔達坤 サイ, タツコン

23.3.4 団体名

23. 3. 4. 0* (通則)

団体名は、構成要素ごとに分かち書きを行う。

23.4 標目指示

23.4.0* (通則)

標目指示の記載の順序は、『日本全国書誌』では人名、団体名の順とし、それぞれのなかは次の順とする。

- 7) 本タイトルの責任表示として記録されている著者名
- 4) 特定の版または付加的版の責任表示として記録されている著者名
- ウ) 出版者名
- エ) シリーズに関する責任表示として記録されている著者名
- †) 各巻タイトルの責任表示として記録されている著者名

第24章 件名標目

24.1 標目の選択

24.1.0* 通則

『国立国会図書館件名標目表』、件名典拠ファイルのなかから、その資料の主題または形式をもっともよく表現する件名を選ぶ。

24.1.0.1* (固有名)

7) 人名

個人伝記、特定個人に関する研究資料については、その対象となっている人名を標目とする。

(1) 地名·団体名

団体の沿革、歴史を扱う資料については、その対象となっている団体名を標目とする。特定地域を 扱う資料については、その対象となっている地名を標目または細目とする。

ウ) 家族名

特定の一族あるいは一家を扱う資料については、その対象となっている氏族名・家族名を標目とする。

エ) 統一タイトル名

特定の著作に関する研究資料(注釈書、評釈書、書誌、索引を含む)については、その対象となっている著作名を標目とすることがある。

オ) その他の固有名

その他の固有名についても、それに関する資料について、固有名を標目とすることがある。

24.1.0.2* (標目の数)

その資料の全体または一部分の主題を対象とする件名標目は必要数を与える。

24.1.0.3* (標目を与えない資料)

主題の明確でない資料 (非常に多くの主題を扱っていて主要なものが判別できない資料を含む)、文学、 芸術作品には件名標目を与えない。

24.2 標目の形 (漢字形)

24.2.0* 通則

件名は、『国立国会図書館件名標目表』、件名典拠ファイルに定められた標目の形に従う。

24.2.1* 人名

24.2.1.0* (通則)

人名件名は、参考資料等による形を採用する。従って、資料に表示されていない形を標目とすることが ある。

24.2.1.1* (著名な個人)

著名な個人については、参考資料等において用いられている形を統一標目とする。

24.2.1.2* (2以上の名称を用いる個人)

同一個人が2以上の名称を用いるとき、最も著名な形または最も新しい形を統一標目とする。

注) ただし、歌舞伎俳優、落語家、力士等の名称変更の多い個人は統一標目の変更後、それ以前の 書誌情報は現在のところ訂正せずに旧標目形のままとなっている。

24.2.1.3* (付記事項)

判明するかぎり、すべての個人に生没年を付記する。また、生没年の付記法は著者標目とは異なる。同 名異人で生没年で区別できないときは、さらに職業、専門分野、世系等を付加して区別する。

24.2.1.4* (各種の人名)

各種の人名は、24.2.1.0-3に示した著者標目との相違点を除いて、23.2.1.4による。

24.2.2* 団体名

24. 2. 2. 0* (通則)

団体名は、原則としてその団体の出版物に多く表示されている形を統一標目とする。

24.2.2.1* (法人組織等の語句の省略)

団体名の冒頭にあって、その団体の法人組織、創立の趣旨等を表示する部分は省略する。ただし、省略すると団体の性格が不明となる場合、団体であることが不明となる場合は付記することがある。

24.2.2.2* (団体の名称の変更)

団体の名称に変更があった場合は、原則として新しい名称を統一標目とする。

注) ただし、団体名で、統一標目の変更後、それ以前の書誌情報には旧標目形のままとなっている ものがある。

24.2.2.3* (団体の内部組織)

団体の名称は、必要に応じて、内部組織を副標目とする。

24.2.2.4* (団体の付属機関)

団体の付属機関は、必要に応じて、その名称を標目とする。また、団体名の副標目とすることもある。 24.2.2.5* (付記事項)

同名異団体は、所在地、創立年等を付記して区別する。また、同名異団体がなくてもその団体の性格を 明確にするため付記事項をつけることがある。

24.2.2.6* (各種の団体)

各種の団体名は24.2.2.0-5に示した著者標目との相違点を除いて、23.2.2.6による。

24.2.3* 家族名

24.2.3.0* (通則)

家族名は、原則として、広範な一族名としては「…… (氏)」、数代程度を扱った家族名としては「…… (家)」の形を統一標目とする。

24. 2. 3. 1* (付記事項)

「……(氏)」は歴史的に著名な一族の場合には例外的に同名の一族と区別するための事項を付記することがある。「……(家)」は原則として所在地を付記する。

24.2.4* 統一タイトル件名

24. 2. 4. 0* (通則)

統一タイトル件名には、作品名、経典、雑誌、新聞、法律、条約、協定等があり、原則として、最も著名な形あるいは参考資料等に用いられている形を統一標目とする。

24. 2. 4. 1* (付記事項)

その件名の性格を明確にするために必要な語句を付記することがある。

24.2.5* その他の固有名件名

24. 2. 5. 0* (通則)

その他の固有名件名には、事件名、地震名、建築物名、遺跡名等多様なものがあり、原則として、最も 著名な形あるいは参考資料等に用いられている形を統一標目とする。

24. 2. 5. 1* (付記事項)

事件名・地震名の起こった年や、その他必要な事項を付記することがある。

24. 2. 6* 普通件名

24. 2. 6. 0* (通則)

『国立国会図書館件名標目表』に収録されている件名とそれに細目を付加した件名であり、これらを統一標目とする。

24.2.6.1* (付記事項)

その件名の性格を明確にするために必要な語句を付記することがある。付記事項も含んだ形が『国立国会図書館件名標目表』に記載されている。

24.3 標目の表し方(カナ形・ローマ字形)

24.3.0* 通則

標目は、カタカナ、英数字および特定の記号で表記する。(『全国書誌通信』No.100参照) 外国人名は原語形を採用するが、外国の団体名については、日本語形が判明するときは日本語形を標目とし、原語形しか判明しないときは原語形を標目とする。ローマ字形で、普通件名・地名件名・団体件名等の中に含まれる外国の人名・地名(国より小さい単位の地名)は原語形とする。姓名形をとる人名、外国の人名・地名(国より小さい単位の地名)以外の件名は原則として分かち書きを行わない。

24.3.2* (付記事項)

付記事項は、漢字、ローマ字、カタカナ、数字等を用いる。

24.3.3* 人名

23.3.3 による。

24.3.4* 人名以外の件名

ローマ字形では普通件名・地名件名・団体件名等の中に含まれる外国の人名・地名(国より小さい単位の地名)は原語形とする。原則として、分かち書きを行わない。

24.4 標目指示

24.4.0* 通則

標目指示の記載の順序は、人名、団体名・地名、家族名、統一タイトル名、その他の固有名、普通件名の順とし、それぞれのなかは主な主題、副次的な主題の順とする。

第25章 分類標目

25.1 標目の選択

25.1.0* 通則

『国立国会図書館分類表』『日本十進分類法 新訂 9 版』において、その資料の主題(または形式)の体系上の位置を求め、その主題(または形式)をもっともよく表現する分類標目を選ぶ。

25.1.0.2* (標目の数)

『国立国会図書館分類表』によるその資料の全体または一部分の主題を対象とする分類標目は必要数を与える。

『日本十進分類法 新訂9版』による分類標目は主要な主題、上位の主題、または最初の主題にしぼって1つのみ標目を与える

25.2 標目の形

25. 2. 0* 通則

分類記号は『国立国会図書館分類表』『日本十進分類法 新訂9版』に定められた記号の形に従う。

25.3 標目の表わし方

25.3.0* 通則

標目は『国立国会図書館分類表』『日本十進分類法 新訂 9 版』に用いられている記号で表記する。

25.4 標目指示

25. 4. 0* 通則

標目指示の記載の順序は、『国立国会図書館分類表』によるもの、『日本十進分類法 新訂 9 版』によるものの順とし、『国立国会図書館分類表』によるもののなかは、主な主題、副次的な主題の順とする。

問合せ先 国立国会図書館 0 3 (3581) 2 3 3 1 (代表) (ホームページアドレス http://www.ndl.go.jp)

(Fig. 1) The second of the se	50.	JP/					
日本全国書誌(図書) … 図書部図書整理課		(内)	3	5	2	0	
*	03	(3506)	3	3	5	8	
日本全国書誌(逐次刊行物) 収集部国内資料課		(内)	3	1	5	4	
*	03	(3506)	3	3	5	4	
JAPAN/MARC····· 総務部情報システム課		(内)	2	4	0	1	
* = - a ,	03	(3506)	3	3	2	6	
国立国会図書館蔵書目録 図書部書誌課		(内)	3	6	0	1	
	03	(3506)	3	3	6	2	
書誌データの内容について		**********	1000	0250	275.50		
記述 収集部国内資料課		(内)	3	0	1	5	
標目(著者·書名) 収集部国内資料課		(内)	3	0	1	5	
標目(分類・件名) 図書部図書整理課		(内)					
出版者の住所の照会について							
図書館から・・・・・・・・・・・図書館協力部国内協力課図書館サービス係	Ę.	(内)	5	1	1	5	
民間から収集部収集課納本調査係	5	(内)		0			
	03	(3506)		3			
※直通電話 交換を通さず、直接担当の係につながります。	22	17.5		Se	<u> </u>		
THE THE STATE OF T							

全国書誌通信 (不定期刊)

No. 103 1999年 3 月31日発行

編集·発行 国立国会図書館図書部図書整理課 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

発 売 (社)日本図書館協会 電話 03 (3523) 0812 定 価 本体 400円 (税別) 送料 180円